

「はい、こちら企業の労働  
110番です」。  
お電話はとある流通業の人  
事担当者からのご相談でした。  
その内容は、従業員の私傷病  
への対応について。  
会社の就業規則を見ますと、

名北協会相談員日誌 80



# 二七五“企業の 労働110番”でく

加藤社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員

加藤正人

## 私傷病を抱える 従業員への対応方法

「賃金の支払い」という債権を得られるわけです。従つて、雇用契約上の職務内容が果たせなくなると、債務不履行という問題が生じてしまします。とはいっても、安易な解雇が許されることはありません。

これらから、いかに従業員の雇用を守るかという観点で考えていきます。日常、薬の処方によつて業務への影響が無いのであれば、労務管理上の問題は発生しませんが、業務の身体への負荷については、まず、主治医の診断や産業医の判断を仰ぐことが必要です。



人面談に関わることで、ご本人の気持ちにも触れることができ、対応方法がみえてくることもあります。

ートについて代替要員がままたないとなれば、職場の理解と協力を得ることが必要です。休養する従業員の個人情報の問題を意識することもあるうかと思いますが、ご本人の理解を得て、職場への説明を全くすことも大切ではないでしょうか。

今回は「私傷病を理由とした解雇」の判例法理をもとに、私傷病への対応を考えてみましたが、実際には傷病ごとに対応もさまざまかと思ひます。ご不明な点は、当協会会員事業場専用無料相談ダイヤル「企業の労働110番」（☎052-961-7110）までご相談ください。

【解雇】の要件に「精神又は身体に故障、又は傷病により、労務提供が不完全であると認められるとき」といった条文がよく見られます。雇用契約において、従業員は「労務の提供」という債務を果たし

解雇の処分のみで、無効を判断する基準をみてみますと、①傷病の業務に対する影響度合い、②傷病の完治または回復の見込みの有無、③配置転換の余地の有無、以上3点が示されています。

加えて傷病を抱える従業員の方を直接面談し、よく状況をお聞きいただければと思います。中には人事担当者が上長から従業員のこうした報告を受け、その従業員に直接話を聞く前に悩んでいる場合も見受けられますが、現場上長とともに人事担当者も直接丁寧

が可能です。賃金の支給が無くとも、健康保険法の傷病手当金の支給によって、最長1年6ヶ月間、大まかにいえば標準報酬日額（標準報酬月額の30分の1）の3分の2が支給されます。

1961-7110  
相談ください。